

◇ B C P ◇

**伊勢崎市業務継続計画
（ 震 災 編 ）**



令 和 5 年 1 0 月

伊 勢 崎 市

目 次

第1章 業務継続計画の基本的な考え方	1
1 業務継続計画とは	1
2 業務継続計画の位置づけ	2
3 業務継続計画策定の効果	3
4 業務継続計画の基本方針	4
5 業務継続計画が対象とする組織	4
第2章 計画の前提となる地震と被害想定	5
1 想定地震	5
2 被害想定	5
3 市庁舎における被害状況の想定	6
第3章 業務継続計画の特に重要な6要素	7
1 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	8
（1）市長不在時の明確な代行順位	8
（2）職員の参集体制	9
（3）職員参集想定的前提条件	12
（4）職員の参集距離	13
（5）職員の参集予測	13
（6）職員の参集状況の把握及び安否確認	13
2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	14
3 電気、水、食糧等の確保	15
（1）電気	15
（2）飲料水及び食糧	15
4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	16
5 重要な行政データのバックアップ	17
6 非常時優先業務の整理	18
（1）非常時優先業務の考え方	18
（2）非常時優先業務の順位付け	19
（3）非常時優先業務の選定方法	20
第4章 業務継続計画の継続的な改善	21
1 教育・訓練の実施（Plan・Do）	21
2 計画の点検、見直し（Check・Action）	22

第1章 業務継続計画の基本的な考え方

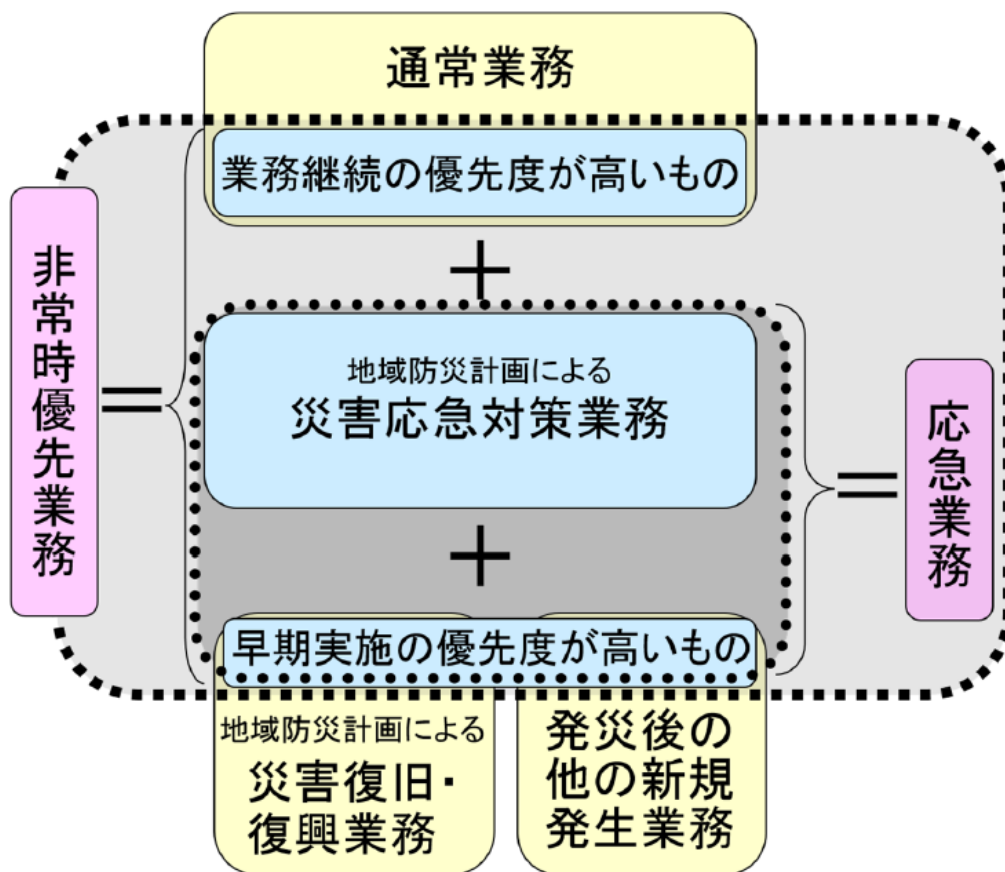
1 業務継続計画とは

業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人や物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務[※]）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

【※非常時優先業務】

大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務のこと。

具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等（これらを「応急業務」と総称）のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。



非常時優先業務のイメージ

2 業務継続計画の位置づけ

市の防災対策を定めた計画としては伊勢崎市地域防災計画がある。

伊勢崎市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興について実施すべき事項が定められているが、市の職員や施設・設備等が甚大な被害を受けた場合の対応までは規定していない。

しかしながら、過去の災害では業務継続に支障を及ぼす庁舎の被災や停電等の事例も見受けられた。したがって、伊勢崎市地域防災計画に定められた業務を大規模災害発生時にあっても円滑に実施するためには、業務継続計画を策定し、行政自身が被災し、制約が伴う状況下にあっても、業務が遂行できる体制をあらかじめ整えておくことが必要となる。

【伊勢崎市地域防災計画と業務継続計画との関係】

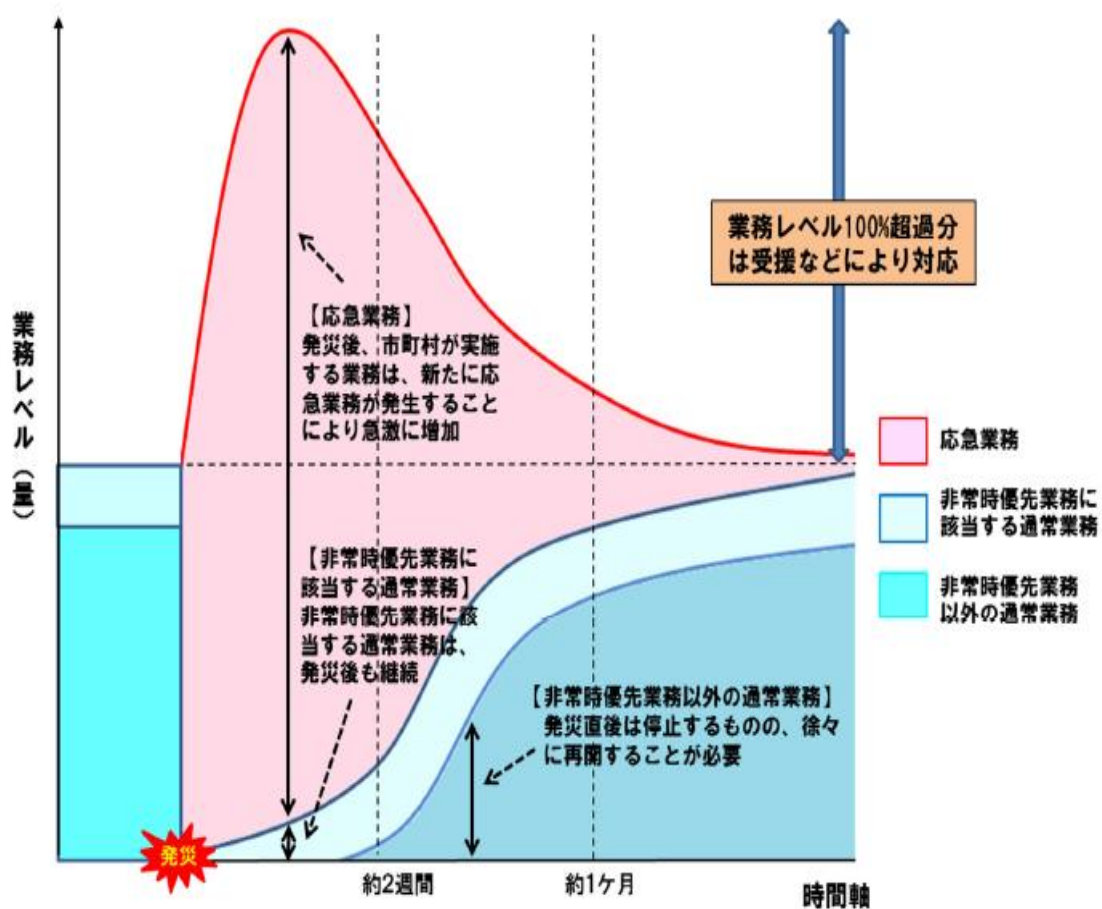
	伊勢崎市地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	・伊勢崎市防災会議が作成し、群馬県、伊勢崎市、指定地方行政機関等が実施する計画	・伊勢崎市が作成し、自らが実施する計画
計画の趣旨	・災害発生時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割を規定する計画	・災害発生時の限られた資源を基に、非常時優先業務を目標とする時期までに実施できるようにするための計画
行政の被災	・計画には記載していない	・庁舎、職員、電力、情報・通信システム、ライフライン等の必要資源の被災を想定し、利用できる資源を前提に計画を策定
対象業務	・災害対策に係る業務（予防、応急対策、復旧・復興）を対象とする	・非常時優先業務を対象とする（災害対策業務に加え、優先度の高い通常業務も含まれる）
業務開始目標時間	・業務開始目標時間は定める必要がない	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある
職員への対策	・業務に従事する職員の飲食料、トイレ等の確保に係る記載はしていない	・業務継続のための最低限の必要品目等の確保について検討し、記載する

3 業務継続計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画をあらかじめ策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、伊勢崎市地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。



発災後に市町村が実施する業務の推移

4 業務継続計画の基本方針

大規模災害発生に備え、以下の方針に基づいて業務継続計画を策定する。

- 市民の生命、身体及び財産を保護する。
- 市民生活の早期回復及び安定を図る。

また、非常時優先業務の継続に必要な体制を確保し、非常時優先業務の実施や資源の配分等については、以下のとおりとする。

- ・非常時優先業務を優先して実施する。特に、災害発生から72時間までは、人命に係る災害応急対策業務を最優先事項とする。
- ・非常時優先業務の実施に必要な人員や電力、通信、資機材等の資源の確保・配分は、全庁的に調整する。
- ・非常時優先業務の実施に必要な人員等を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については一時的に休止・縮小する。
- ・市の公共施設（市民体育館、公民館、図書館等）は、避難所等の災害応急対策業務として使用する場合以外には、一般利用を休止する。
- ・業務継続の優先度が高い通常業務は、応急業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

5 業務継続計画が対象とする組織

業務継続計画が対象とする組織については、市の執行機関である市長部局及びその他執行機関（議会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会、監査委員、公平委員会、教育委員会）の事務部局とする。ただし、消防本部及び伊勢崎市民病院については、それぞれが策定する計画に基づき優先業務を実施する。

第2章 計画の前提となる地震と被害想定

群馬県は、平成24年に群馬県内に大きな被害を与える可能性のある次の3つの地震を想定した。

ただし、これらの地震発生確率は文部科学省地震調査研究推進本部によれば、今後30年以内に発生する確率が極めて低いか、あるいは確立を算出するための十分な知見が得られていないため明らかにされていない。

- ① 関東平野北西縁断層帯主部による地震
- ② 太田断層による地震
- ③ 片品川左岸断層による地震

このうち、平成7年兵庫県南部地震と同じ発生時間帯で、大多数の人が住宅で就寝中に被災し、住宅の倒壊や家具の転倒などによる死傷者数や建物被害等が、本市において最も多くなると予想される地震を業務継続計画策定の前提とし、この地震に基づく被害の想定、ライフラインの被害状況については次のとおりとする。

1 想定地震（平成24年6月群馬県地震被害想定調査報告書より）

震源地	関東平野北西縁断層帯主部
規模	マグニチュード8.1 震度5強から6強
震源の深さ	5 km
季節・時刻	冬 朝5時
気象状況	風速9m/秒

2 被害想定（平成24年6月群馬県地震被害想定調査報告書より）

項目		現況		被害内容		
建 物		108,181	棟	全壊	4,638	棟
				半壊	15,098	棟
				被害合計	19,736	棟
ライフライン	上水道	76,063	世帯	断水世帯数	67,320	世帯
	下水道	57,401	人	被災人口	2,679	人
	都市ガス	10,628	戸	供給停止戸数	0	戸
	LPガス	68,000	件	被害件数	680	件
	電力	100	%	停電率	10.7	%
	通信	73,191	回線	不通回線数	650	回線
人的被害				死者数	247	人
				負傷者数	2,601	人
				死傷者数 合計	2,848	人

3 市庁舎における被害状況の想定

	被害状況	復旧予想
庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎は新耐震基準を満たしており、重大な被害が発生する可能性は低い、一部の耐震性が低い建物では、甚大な被害が発生し、一部で使用が不可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一部の施設は、被害の程度によっては使用できなくなる可能性がある。
建物内部	<ul style="list-style-type: none"> 固定されていない什器、天井等が転倒・落下し、対策が取られていないパソコンは故障する。 	<ul style="list-style-type: none"> 什器類の再設置や、ガラス破片や内部収納物の片づけ等に時間を要する可能性がある。
電力	<ul style="list-style-type: none"> 発災直後は、断線等により外部からの電力供給が中断する可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 電力の復旧については2日程度と予想される。その間は非常用発電機で対応する。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> 発災直後は、管路被害等により断水する可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 仮復旧までに1週間程度を要する。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> 管路被害等により利用が困難となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用支障は概ね1ヶ月継続する。
固定電話	<ul style="list-style-type: none"> 大量のアクセスにより輻輳が発生し、災害時優先電話以外は、ほとんど不通となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 不通が1週間継続。
携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> 大量のアクセスにより輻輳が発生し、災害時優先電話以外は、ほとんど不通となる。メールについては利用可能であるが、大幅な遅延が発生する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 不通が1週間継続。



兵庫県南部地震における神戸市役所の執務室の状況

【写真提供：神戸市】

第3章 業務継続計画の特に重要な6要素

業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として以下の6要素がある。この6つの要素についてあらかじめ定めておくものとする。

<p>1 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</p>	<p>市長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
<p>2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</p>	<p>本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
<p>3 電気、水、食料等の確保</p>	<p>停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応へ必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。
<p>4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</p>	<p>断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
<p>5 重要な行政データのバックアップ</p>	<p>業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
<p>6 非常時優先業務の整理</p>	<p>非常時に優先して実施すべき業務を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

1 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

(1) 市長不在時の明確な代行順位

地震発生時には、本来の決定権者が不在の場合においても、非常時優先業務を円滑に遂行するため、あらかじめ職務を代行する者を定めて指揮命令系統を明確にする。

災害対策本部の指揮については、伊勢崎市地域防災計画において次のとおり定めている。

本部長が事故等によりその職務を遂行できないときは、副本部長がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、副市長、教育長の順とする。

以下の順位については伊勢崎市長職務代理者規則(平成17年1月1日規則第10号)による。

伊勢崎市長職務代理者規則

平成17年1月1日
規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第3項の規定に基づき、市長の職務を代理する職員及びその順序に関し定めるものとする。

(平19規則14・一部改正)

(市長職務代理者)

第2条 前条の規定による市長の職務を代理する職員及びその順序は、次のとおりとする。

第1順位 総務部長の職にある者

第2順位 企画部長の職にある者

第3順位 財政部長の職にある者

(平19規則14・一部改正)

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日規則第14号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(2) 職員の参集体制

地震が発生した場合の初動体制は伊勢崎市地域防災計画において定めている。

災害警戒本部の設置

総務部長は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当する時は、災害警戒本部を設置するものとする。

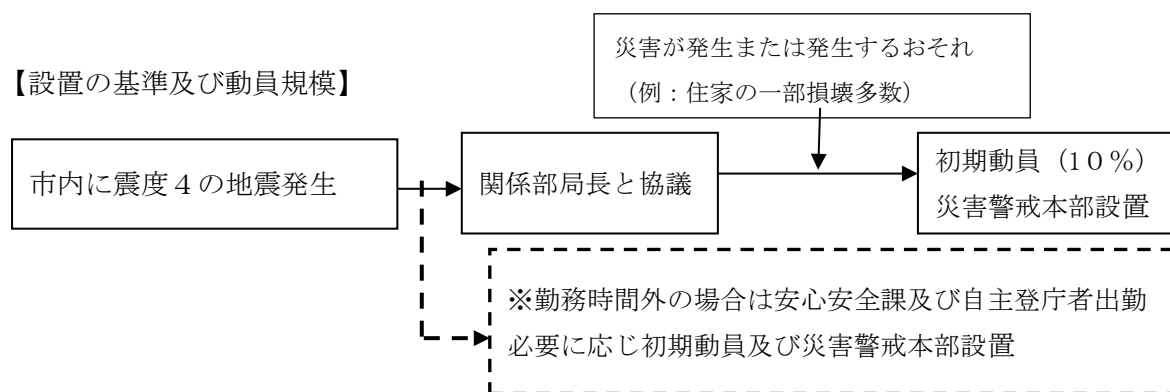
- (1) 市内で震度4又は5弱もしくは5強の地震が発生したとき。
- (2) 南海トラフ地震に関して、気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関する情報」(臨時)を発表したとき。
- (3) 震度に関わらず市内に地震による被害が発生し、又は、発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の密接な連絡・調整を図るため、総務部長と関係部局長が協議の上必要と認めたととき。

災害対策本部の設置

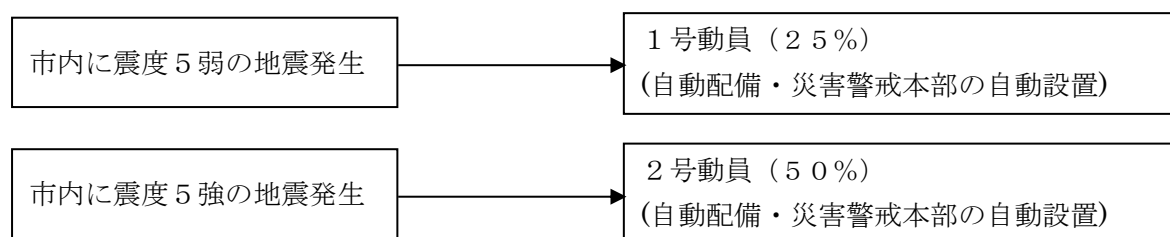
市長は、次のいずれかに該当するときは、災害対策本部の設置を決定する。

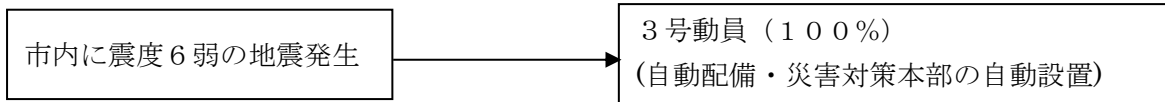
- (1) 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 市内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該被害について救助法(昭和22年法律第118号)を適用したとき。
- (3) 震度にかかわらず、市内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応を行うため市長が必要と認めたととき。

【設置の基準及び動員規模】



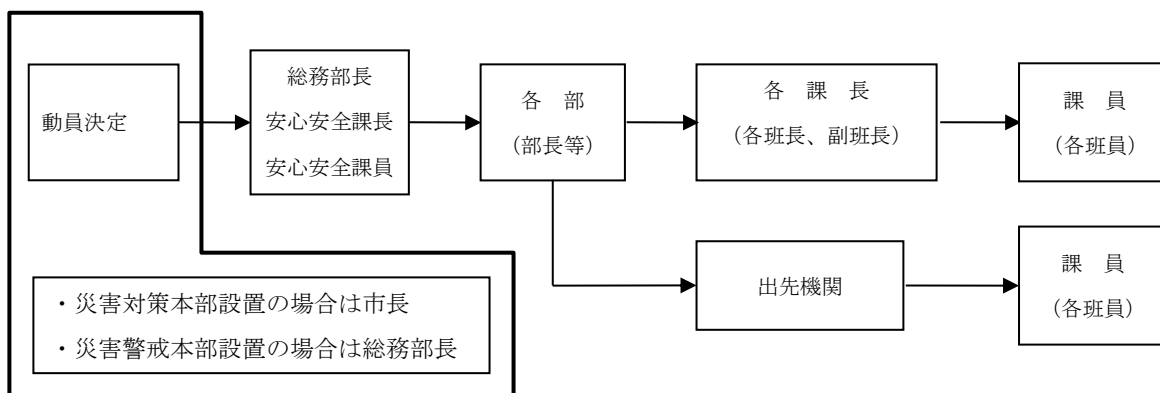
勤務時間内外の区別なし



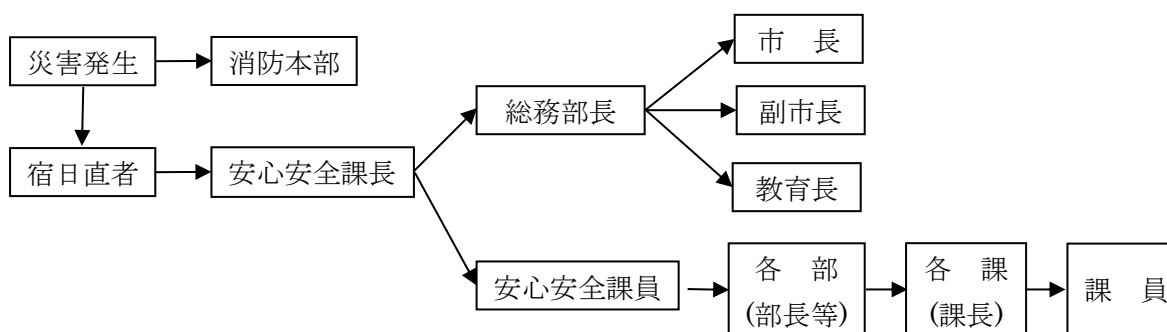


伝達体制

・勤務時間内



・勤務時間外



・動員指示の伝達方法

動員の指示は、勤務時間内においては庁内放送、庁内電話等で伝達し、勤務時間外においては電話又は職員連絡メールで伝達するものとする。

自主登庁

職員は、勤務時間外において地震の発生を知ったときは、次表の基準に従って自主的に登庁しなければならない。

震 度	自主登庁する職員
5 弱	1号動員該当者及び各所属で定めた者
5 強	2号動員該当職員及び各所属で定めた者
6 弱以上	3号動員該当職員及び各所属で定めた者

登庁場所

職員は、勤務時間外において登庁の必要が生じた場合は、次表の場所に登庁するものとする。

順位	登庁場所
1	自己の勤務場所
2	最寄りの本庁及び支所
3	最寄りの市有施設

原則として、自己の勤務場所に登庁し、それができない場合は、最寄りの本庁及び支所、最寄りの市有施設の順に登庁し、その責任者（所長等）の指示を受け災害対策に従事するものとする。

登庁にあたっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害状況等を把握し登庁後直ちに総務対策部へ報告する。

災害発生時における行政区内担当職員

災害発生時における行政区内担当職員は、地震発生時において本部長の命により、公民館、区長宅、町内、会議所等に出向し、災害対策本部長と区長、住民及び自主防災組織との連絡調整を図り、被害状況等の情報収集及び住民の避難等の指示にあたる。

災害発生時におけるコールセンター対応職員

市は、災害対策本部を設置した場合、原則としてコールセンターを開設し、災害発生時におけるコールセンター対応職員等が、住民等からの電話での問い合わせに対応するものとする。

動員状況の報告及び連絡

防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに本部に報告するとともに、関係防災機関に連絡する。また、各班長は非常召集した場合、氏名、時刻等を安心安全班に報告し、安心安全班は総務部長を通じ本部長に報告する。

登庁の免除

以下の場合には登庁を免除するものとする。

ア 本人若しくは家族が負傷し、又は疾病にかかり勤務することが困難と認められるとき、あるいは住宅が崩壊するなど自らが被災したとき。

イ 登庁すべき場所のいずれにも登庁できない事情のあるとき。

なお、ア、イの場合は、所属長にその旨を報告し、さらにイの場合は、登庁可能となるまでの間、可能な限り地域の防災活動に従事するものとする。

(3) 職員参集想定的前提条件

本計画では、次の前提条件により職員の参集条件を想定しました。

参集距離	職員の居住地域から参集先までの距離として、移動手段は徒歩（歩行速度は3 km/h）とする。
職員の被災状況	職員本人及び家族の死傷、救出・救助活動の従事等により、全職員のうち30%は参集できないものとする。
参集の前提条件	<p>(1) 発災後3時間以内 人員は、予定参集場所から9 km 圏内に居住する職員の70%</p> <p>(2) 発災後24時間以内 人員は、予定参集場所から20 km 圏内に居住する職員の70%が徒歩で参集するものとする。 なお、居所が20 km 圏外の職員については、帰宅困難者になることが想定されるため考慮しない。</p> <p>(3) 発災後3日以内 公共交通機関等が徐々に回復し、20 km 圏外の職員も徐々に参集可能となるが、家庭環境等により30%の職員は参集不可</p> <p>(4) 発災後2週間以内 本人及び家族の死傷等や家庭環境等により参集できない職員を10%に想定変更。しかし、不眠不休の業務対応により、心身の不調から登庁不可能となる職員が10%想定されるため、参集可能職員は、全体の80%</p> <p>※令和5年4月現在の職員数に基づく動員計画による。</p>

(4) 職員の参集距離

通勤距離別職員数

(単位:人)

通勤距離	3km未満	3～5km未満	5～10km未満	10～15km未満	15～20km未満	20～25km未満	25～30km未満	30km以上	合計
職員数	255	247	396	150	81	30	3	17	1179

(5) 職員の参集予測

(単位:人)

参集時間	1時間以内	2時間以内	3時間以内	6時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
参集人員	293	286	281	225	46	43	5
累計人員	293	579	860	1085	1131	1174	1179
参集想定人員	205	405	602	760	792	822	943

(6) 職員の参集状況の把握及び安否確認

全職員に参集義務が生じる災害対策本部体制（3号動員体制）においては、災害対策本部から職員連絡メールを利用した伝達を行うとともに安否確認についても行うが、安否について未確認者がいる場合は、SNS等の利用や直接訪問を行う。

また、職員が安心して職務に専念できるよう、平常時から災害用伝言ダイヤル等の安否確認方法について確認をしておく。

2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

計画の前提となる地震の想定では最大震度が6強であり、災害対策本部が設置される平成22年建築の市役所東館については倒壊をまぬがれるものの、天井板や照明器具の落下、ガラスの散乱など設備の甚大な被害により、庁舎内での業務の遂行ができなくなるおそれもある。

伊勢崎市地域防災計画では、災害対策本部は、伊勢崎市庁舎東館3階にある災害対策室に設置するが、被害を受け使用不能となった場合は、災害の発生状況に応じて適宜判断し他の施設に本部を置くとなっていることから、移動距離や同時被災の可能性、付帯設備の状況等を勘案し、下記の施設の中から状況に応じて代替庁舎を選定する。

No.	施設名	住 所	建築年 (耐震性)	構造	通信機器
	伊勢崎市役所東館	今泉町二丁目 410	平成22年 (○)	SRC	防災行政無線
1	消防本部	今泉町二丁目 895	平成27年 (○)	RC	防災行政無線
2	南公民館	上泉町 619-1	平成6年 (○)	S	災害時優先電話
3	赤堀支所	西久保町一丁目 64-5	昭和47年 (○)	RC	防災行政無線
4	あずま支所	東町 2668-1	昭和53年 (○)	RC	防災行政無線
5	境支所	境 637	昭和37年 (×)	RC	防災行政無線

※この場合の代替庁舎とは、災害対策本部を設置する施設のこと

本庁舎の使用がいちじるしく困難となった時は、罹災証明等の各種証明発行や被災者支援のための情報発信について「災害時のNTT東日本伊勢崎ビル敷地使用に関する協定」により東日本電信電話株式会社群馬支店の敷地を借用することで一部の業務を継続する。

3 電気、水、食糧等の確保

(1) 電気

計画の前提となる地震の想定では、電力については発災直後から供給が停止され、その復旧については2日程度を要するとしている。

伊勢崎市役所東館及び消防本部庁舎では自家発電機を備えており、その発電能力等については下記のとおりだが、それぞれの発電能力等に限りがあるため、平常時から必要機器・設備等に限定した使用、停電時の対応について検討する。

その他の代替予定施設については自家発電機を備えておらず、可搬式の小型発電機で最低限の電力を賄うことになる。

今後、代替施設となりうる施設の緊急的な電源の確保として、小型発電機に加え、蓄電システムの設置や電気自動車の購入により最低限の通信機器類への電源の確保に努める。

No.	施設名	非常用発電機				
		発電能力	油種	最大タンク量	平常タンク量	稼働時間
	伊勢崎市役所東館	240Kw	A重油	1,950 L	1,950 L	約 30 h
1	消防本部	544Kw	A重油	9,950 L	9,950 L	約 85 h
2	南公民館	—	—	—	—	—
3	赤堀支所	—	—	—	—	—
4	あずま支所	—	—	—	—	—
5	境支所	—	—	—	—	—

※必要な燃料の確保については「群馬県災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定」に基づき賄うものとする。

(2) 飲料水及び食糧

飲料水及び食糧については、各地区の防災倉庫等に備える備蓄食糧のほか、協力協定に基づく調達により確保することになるが、これについては避難所等に供給することを想定しており、被災者の避難が長期化した場合には数も充分ではない。非常時優先業務にあたる職員の非常用食糧・飲料水等の確保については3日間程度の備蓄に努める。勤務時間外に参集する場合は、各職員が可能な範囲で飲食物等を持参するよう啓発する。特に、持病薬など必要なものは、自ら確保しておくようにするため、職員はあらかじめ自宅や各職場において食糧等の備蓄に努めることとする。

4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

計画の前提となる地震の被害想定では、地震発生後は電話回線が混雑し、市内の一部で不通または非常につながりにくい状況が想定される。

災害時の情報通信については、一般の固定電話や携帯電話（災害時優先電話を含む）の優先通信、職員向けの一斉メール配信、いせさき情報メール、SNS（Facebook・X）、県防災情報通信ネットワーク及び防災行政無線（移動系）の無線通信を活用する。

また、災害時に防災関係機関やアマチュア無線連盟加入者等が開設している無線局を利用できるように、これらの者が加入している伊勢崎市アマチュア無線非常通信協議会を通じて、平常時から連携を図っておくものとする。

これらの通信手段は、設備の損壊等により使用できなくなる可能性があるため、地震発生後速やかに設備の使用可否について確認し、状況に応じた適切な通信手段を選択できるよう対応する。

通信機器の確保状況

防災行政無線（移動系）	
基地局 1局	11回線
半固定型 9局	
車載型 34局	
携帯型 40局	
災害時優先電話（固定）※外部施設含む	120回線
災害時優先電話（携帯）	9回線

電話回線が復旧すると、市民からの電話による問い合わせが殺到するため、市役所東館3階打合せ室にコールセンターを設置し、一元的に対応するものとする。

5 重要な行政データのバックアップ

住民基本台帳や戸籍、保険資格、税、介護、福祉等のデータは高い耐災害性能を有するデータセンターで運用しており、通信及び電力の確保により通常業務を継続することは可能。また、住民基本台帳及び戸籍のデータについては万一の場合に備えて住基ネットワークや LGWAN 回線を用いた二重のバックアップ体制となっている。その他の生活保護や水道業務等についても契約業者の耐災害性の高いデータセンターで管理しているため、通信及び電力の復旧に応じて業務の再開が可能と考えられる。

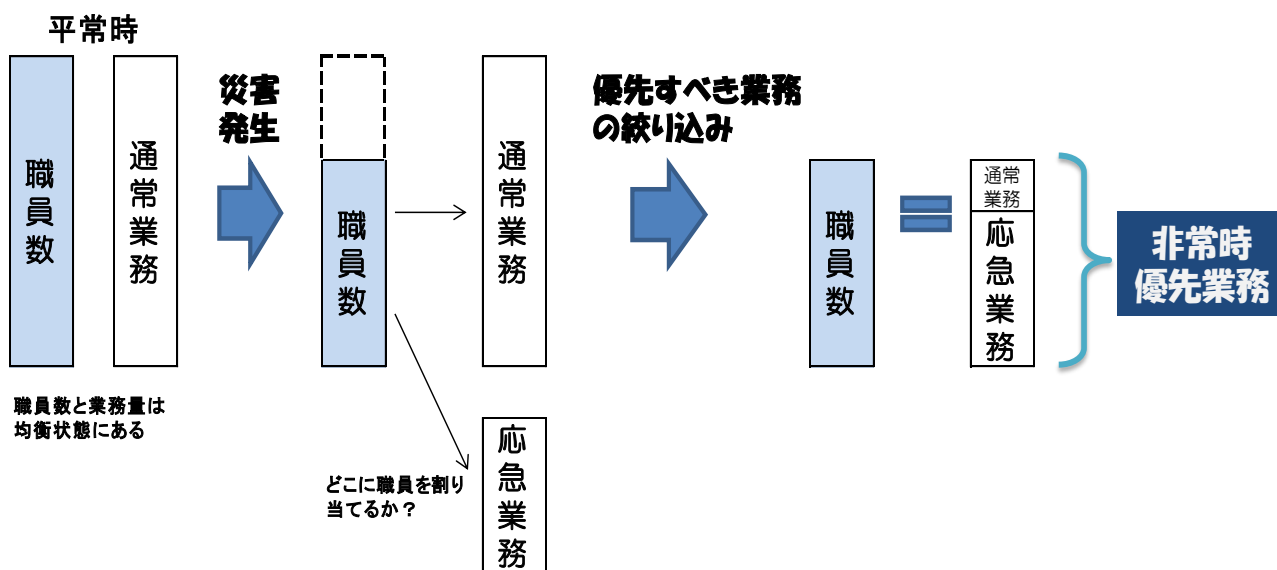
なお、発災後最も早く必要とされる被災者を支援するためのシステムは、直ちに稼働させるためのデータの更新を随時行っており、通信が復旧するまでの間でも罹災証明書の発行など一部の業務が実施可能である。

今後、紙ベースでのバックアップについて処理の頻度や保管等の管理体制を明確にするとともに、道路や水道などの復旧に重要なインフラの図面またはそのデータや重要機器の修復に不可欠な仕様書等の管理についても検討しておくことが必要。

6 非常時優先業務の整理

(1) 非常時優先業務の考え方

- ア 災害発生時において、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめることを第一とし、災害対策業務を最優先に実施する。
- イ 災害対策業務の実施に必要となる人員や資機材を確保するため、災害対策業務以外の通常業務については一旦停止する。
- ウ 優先継続業務については、災害対策業務に影響を与えない範囲で行うこととする。
- エ 災害対策業務に必要となる人員や資機材等の確保・配分は、全庁的な調整を行う。



【非常時優先業務の対象範囲】

業務区分		内容	
非常時優先業務	災害対策業務	初動体制業務	発災後3時間以内実施する業務
		応急対策業務	発災後3日以内実施する業務
		復旧業務	優先度の高い復旧業務
	優先継続業務 (通常業務)	継続業務	通常時と同様に継続する業務
		縮小業務	他の業務を優先するため縮小する業務
休止業務 (通常業務)		他の業務を優先するため休止する業務	

(2) 非常時優先業務の順位付け

優先 順位	優先規準
A	発災後3時間以内に業務に着手しないと、市民の生命、身体及び財産、又は都市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
B	遅くとも発災後1日以内に業務に着手しないと、市民の生命、身体及び財産、又は都市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
C	遅くとも発災後3日以内に業務に着手しないと、市民の生命、身体及び財産、又は都市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
D	遅くとも発災後2週間以内に業務に着手しないと、市民の生命、身体及び財産、又は都市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
E	遅くとも発災後1ヶ月以内に業務に着手しないと、市民の生命、身体及び財産、又は都市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務

視 点	具 体 例
【視点1】 地域社会への影響	停止すると地域住民の生活の安心・安全や地域内の経済活動等を阻害してしまう業務 生活に必要な介護・生活保護等のサービスが提供されないことにより、市民生活が円滑に行われない、住基関係のシステムが提供されないこと等で、住民票の取得ができず、必要な手続きが行えないなど
【視点2】 法律の適正な執行	法令等により実施しなければならない業務
【視点3】 他業務への影響	当該業務の停止が、他の非常時優先業務に影響する業務 職員の労働環境の確保や、契約手続き、システムの復旧など

(3) 非常時優先業務の選定方法

非常時優先業務の選定に当たっては、業務の実施可能性から選定を行うのではなく、市民生活にとって不可欠な業務は何かという必要性の観点から検討を行い、抽出を行った。

- ①発災から1ヶ月以内は必要とする資源（人、もの、情報など）に限りがあるため、原則通常業務は中止とする。ただし、特に市民生活等に重大な支障を及ぼす業務についてのみ必要最小限の範囲で実施する。
- ②通常業務と災害応急対策業務の内容が同様である場合は、災害応急対策業務として位置付け、災害対策本部の指示により業務を遂行する。
- ③窓口業務については、3日以内に市民からの問い合わせに対応するための被災者相談窓口を設置し、窓口の集約化を実施する。
- ④災害応急対策業務に漏れがないように伊勢崎市地域防災計画との整合性を図る。
- ⑤全庁において整合性が図れるように考慮する。
- ⑥業務開始目標時期の設定に当たっては、社会への影響や法令違反等の有無、他の業務への影響などを考慮する。

<業務開始目標時間別の標準業務内容>

業務開始目標時間	該当する業務の考え方
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び家族の安全確保 ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助、救急の開始 ・避難所の開設
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動（救助、救急以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・重要な行事の手続き
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復
2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧、復興に係る業務の本格化 ・窓口業務機能の回復
1ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の行政機能の回復

第4章 業務継続計画の継続的な改善

1 教育・訓練の実施（Plan・Do）

（1）非常時優先業務実施マニュアルの整備

各部各課（災害対策本部における各班）は、あらかじめ非常時優先業務における担当業務を実施するために必要な具体的な行動内容、作業手順等を記載したマニュアルを整備しておく。

（2）業務継続計画の理解、周知

安心安全課は、各部各課へ業務継続計画の周知徹底を図る。また、職員は災害時に非常時優先業務が円滑に実施されるよう、その業務内容や自身の役割について十分理解し、職場内において情報を共有することが重要である。

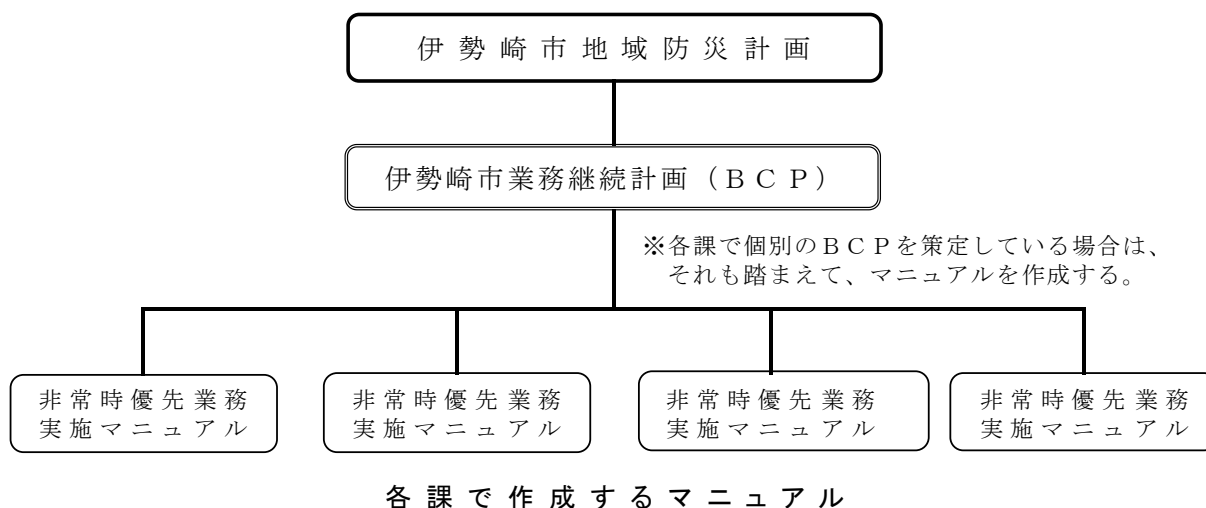
（3）訓練の実施

職員の災害対応能力の向上を図るため、定期的に総合防災訓練、個別訓練等を実施する。

（4）情報の共有及び連携

業務継続体制の向上に当たっては、職員のみならず、国・県・その他の関係機関等、各主体との連携が必要不可欠であり、災害時に必要な情報収集等を行うこととする。

また、指定管理者制度を導入している施設の担当課は、指定管理者に業務継続計画について周知し、地震発生時の対応について事前に検討しておく。



2 計画の点検、見直し（Check・Action）

災害対策本部及び行政組織における非常時優先業務は、機構改革や毎年の人事異動等により変化しうるものであるため、各部各課は下記のとおり概ね年1回の見直しを行う。安心安全課は、その内容を受けて業務継続計画を更新するとともに、各部各課においては非常時優先業務実施マニュアルの見直しを行うこととする。

- (1) 伊勢崎市地域防災計画の修正により、本計画に不整合が生じた場合
- (2) 市の組織体制、所管事務に変更があった場合
- (3) 訓練等を実施した結果、改善点が生じた場合
- (4) 国・県の方針、社会情勢の大きな変化に伴う見直しが必要となった場合
- (5) その他、計画の見直しが必要であると市長が認めた場合

